

新潟労働局発表
平成 28 年 12 月 2 日

新潟労働局職業安定課
課長 平田 保
課長補佐 星野 浩
TEL: 025-288-3507
TEL: 025-288-3540(夜間)

高病原性鳥インフルエンザによる 雇用等に関する相談窓口の設置について

新潟労働局（局長 梅澤眞一）では、県内で高病原性鳥インフルエンザが発生したことに伴い、事業主・労働者等からの雇用等に関する各種相談（雇用維持のための助成金など）に対応するため、県内の公共職業安定所に「相談窓口」を設置しました。

【相談窓口】

ハローワーク名	所在地	電話番号
ハローワーク新潟	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館内	025-280-8609
ハローワーク長岡	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎2階	0258-32-1181
ハローワーク上越	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎内	025-523-6121
ハローワーク三条	三条市北入蔵1-3-10	0256-38-5431
ハローワーク柏崎	柏崎市田中26-23 柏崎地方合同庁舎内	0257-23-2140
ハローワーク新発田	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎内	0254-27-6677
ハローワーク新津	新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎内	0250-22-2233
ハローワーク十日町	十日町市下川原町43	025-757-2407
ハローワーク糸魚川	糸魚川市横町5-9-50	025-552-0333
ハローワーク巻	新潟市西蒲区巻甲4087	0256-72-3155
ハローワーク南魚沼	南魚沼市八幡20-1	025-772-3157
ハローワーク佐渡	佐渡市両津夷269-8	0259-27-2248
ハローワーク村上	村上市緑町1-6-8	0254-53-4141

鳥インフルエンザに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合の雇用調整助成金の利用について

平成 28 年 12 月 2 日
新潟労働局

【概要】

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業に係る休業手当相当額等の一部を助成する制度です。

本助成金は、鳥インフルエンザ被害拡大に伴う経済上の理由で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。

* 鳥インフルエンザを直接的な理由（法令上の制限、感染予防等を理由とするもの）とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

1 現行の主な支給要件

- ・ 最近 3 か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて 10%以上減少していること。
- ・ 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近 3 か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模（*）以上増加していないこと。
 - * 中小企業の場合は 10%を超えてかつ 4 人以上

2 具体的な活用事例

- 鳥インフルエンザの感染により、大量の殺処分が行われたため、鶏肉や鶏卵の加工・運搬を行う事業所（法令等による制限を受けている事業所を除く）や、鶏舎の各種設備の施工・保守を行う事業所の事業活動が縮小した場合。
- 移動制限等の法令上の制限が解除された後においても、新たに種鶏や採卵鶏等が購入できないなど鳥インフルエンザ被害前の規模で事業を再開できない事情があり、これに伴い事業活動が縮小した場合。
- 鶏の大量殺処分により、飲食店等において鶏肉・鶏卵などの入手が困難になり、結果的に売上高が減少した場合。

3 本助成金の利用にあたってはいくつかの要件がありますので、事前に管轄のハローワーク又は新潟労働局職業対策課助成金センターへお問い合わせください。

【雇用調整助成金問い合わせ先】

- ・ 新潟県内各ハローワーク（電話番号省略）
- ・ 新潟労働局職業対策課助成金センター（電話：025-278-7181）